

建設関係業務における低入札価格調査基準価格の算定方法の改正

建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務の低入札価格調査基準価格について、算定に使用する算入率及び設定範囲を改正しました。

1. 改正内容

(1) 建設コンサルタント業務

- ・低入札価格調査基準価格の算定に使用する一般管理費の算入率を 0.48 から 0.50 へ改正します。
- ・低入札価格調査基準価格の設定範囲を 0.60～0.80 から 0.60～0.81 に改正します。

(2) 補償関係コンサルタント業務

- ・低入札価格調査基準価格の算定に使用する一般管理費の算入率を 0.45 から 0.50 へ改正します。
- ・低入札価格調査基準価格の設定範囲を 0.60～0.80 から 0.60～0.81 に改正します。

(3) 測量業務

- ・低入札価格調査基準価格の算定に使用する諸経費の算入率を 0.48 から 0.50 へ改正します。

(4) 地質調査業務

- ・低入札価格調査基準価格の算定に使用する諸経費の算入率を 0.48 から 0.50 へ改正します。

2. 実施時期

令和 6 年 4 月 1 日以降に通知する入札から適用します。